

○社会教育法（昭和24年法律第207号）

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○広島市公民館条例（昭和24年条例第44号）

（運営審議会）

第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○広島市公民館運営審議会規則（昭和47年教育委員会規則第2号）

（目的）

第1条 この規則は、広島市公民館条例（昭和24年9月8日広島市条例第44号）第3条第5項の規定に基づき、広島市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長及び副委員長）

第2条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

1 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、その任期は、1年とする。ただし、再選をさまたげない。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となり、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第3条 審議会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

（議事）

第4条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任規定）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。